

仕 様 書

件 名	樹木処分	作成年月日	令和 8 年 1 月 1 9 日
		所 属	国分駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛事務官 井ノ久保 俊浩

1 総 則

本仕様書は、「樹木処分」について適用するものとする。

2 場 所

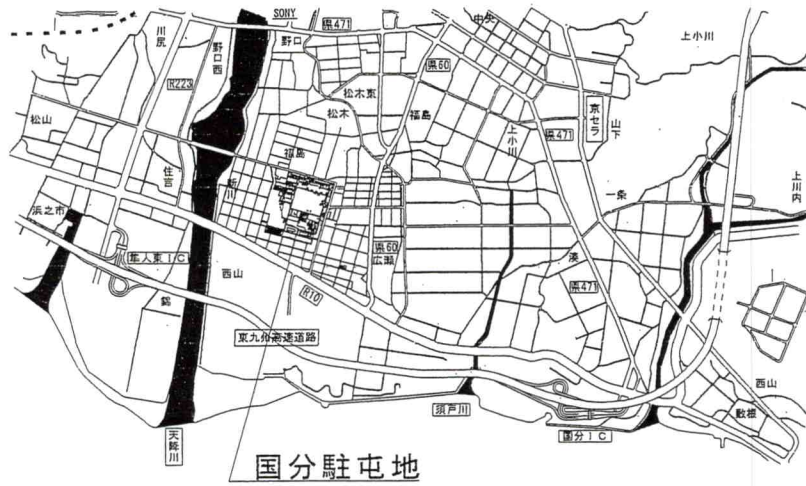
鹿児島県霧島市国分福島 2-4-14 陸上自衛隊国分駐屯地

3 概 要

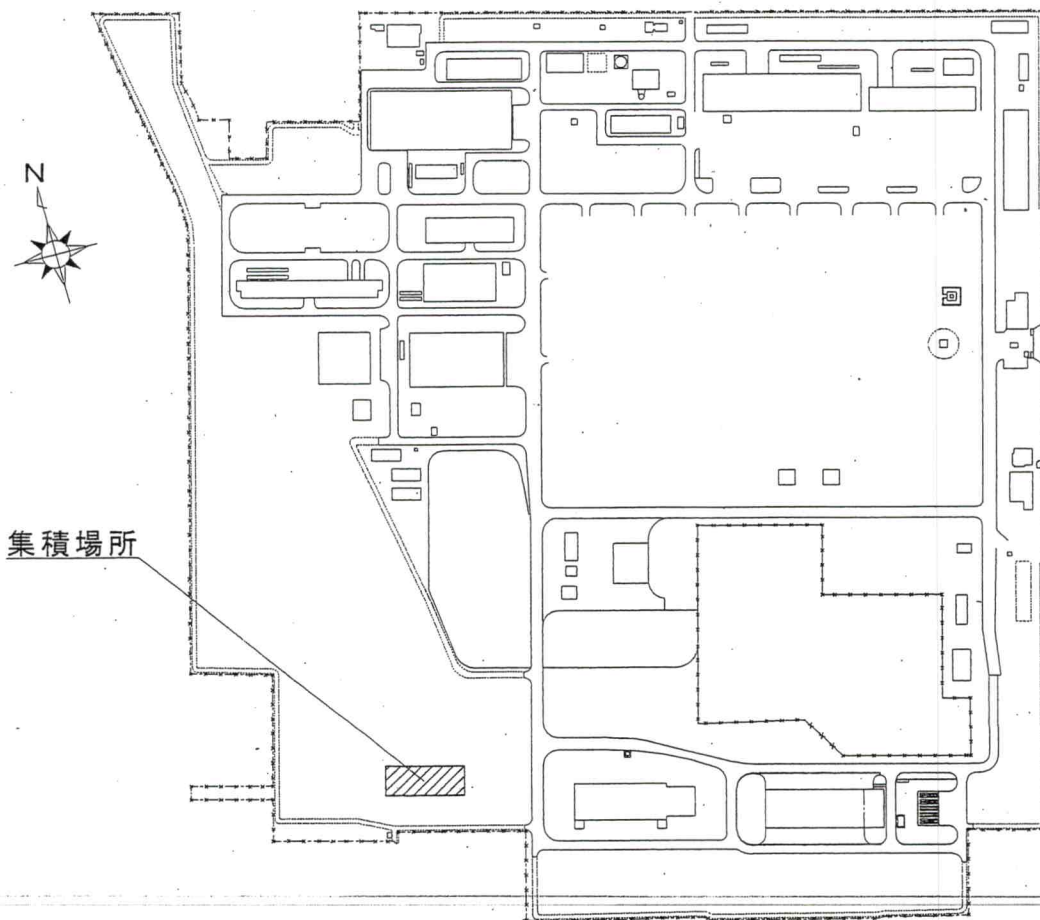
駐屯地内の樹木の収集運搬及び処分（予定数量 165 t）

4 一般事項

- (1) 実施日時については、事前に係官と調整を行うこと。
- (2) 本役務の写真は、カメラ（カラー）またはデジタルカメラ（ファイル形式 J P E G）を使用し、施工前、施工後及び主要な工程ごとに係官の支持する箇所を撮影し、写真台帳に整理のうえ 1 部係官に提出するものとする。
- (3) 本役務における場外への収集運搬及び処分については許認可を受けた請負業者または請負業者が受託するものとし、処分終了後は処分したことを証明する書類及び許認可を受けたことをを証明する書類（写）を提出するものとする。
- (4) 本役務に係る事故及び器物の損壊（自衛隊関係者以外に対する損害を含む）については請負業者の負担で賠償すること。
なお、事故発生時は係官に速やかに報告し、指示に従うこと。
- (5) 本役務については関係法令を遵守し、実施すること。
- (6) 作業における安全確保を確実に行之、労働安全衛生法等の関係法令に基づく措置を常に講じ、作業事故の防止に努めること。
- (7) その他疑義が生じた場合は、係官と調整すること。



国分駐屯地案内図 S=1/5,000



国分駐屯地配置図 S=1/5,000